

予算編成等の在り方の改革について（抄）

平成 21 年 10 月 23 日

閣 議 決 定

4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。

政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- （１）政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- （２）政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することができるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- （３）政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。

政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。